

公共浄化槽等整備推進事業のしおり

浄化槽で きれいな水を いつまでも・・・

標津町は美しく恵まれた自然環境と、そこから生まれ出る豊かな資源を生かした水産業と農業を基幹産業として発展してきました。この自然を大切に保全し、後世に引き継いでいくことは現代に生きる私たちの使命です。



川や海などの水質保全と生活環境の改善・公衆衛生の向上のため進めてきた本町の下水道事業は昭和61年度の供用開始から25年が経過し、現在では約7割の町民が利用しています。

下水道利用者はトイレの水洗化工事や受益者分担金などの費用を個人負担して利用されており、その結果として下水道事業の目的である川や海などの水質保全と生活環境の改善・公衆衛生の向上に大きく貢献しています。



一方で、下水道未整備地区ではまだ生活排水処理の対策がなされていないことから、すべての町民が等しく衛生的で快適な生活が可能となるように、そしてそのことが本町の豊かな自然環境の保全に繋がることから、平成24年度より『公共浄化槽等整備推進事業』を開始しますので多くの皆様にご利用していただきますようご案内申し上げます。

みんなで守り、残そう きれいな川と海

令和 6 年度
標 津 町

『浄化槽市町村整備推進事業』のしおり・・・目次

◇ 自然を守る浄化槽 ～浄化槽のしくみ～		1頁
◇ 『浄化槽市町村整備推進事業』の費用構成		2頁
◇ 建設費 ①浄化槽設置工事		3頁
◇ 工事の手順 ～浄化槽設置施工例写真～		4頁
◇ 建設費 ②排水設備工事		5頁
◇ 建設費 ③放流管設備工事		6頁
◇ 維持管理 ④維持管理費 ～『浄化槽使用料』		7頁
◇ 個人負担費用のまとめ(建設・維持管理費)		8頁
◇ 浄化槽設置の申し込みと完成までの流れ		9頁
◇ すでに浄化槽を利用されている方は・・・		10頁
◇ 既設浄化槽寄付(受入れ)に係る認定基準フロー		10頁
◇ 標津町排水設備工事指定店一覧		11頁
◇ 聞きたいこと？疑問に思うこと？は・・・		11頁

自然を守る浄化槽 ～浄化槽のしくみ～

浄化槽は、トイレの水洗化で快適な生活がおくれるだけでなく、きれいな水で美しく豊かな自然を守ります。



浄化槽の性能は・・・
BOD 除去率 90%以上！
処理水質は BOD20ppm 以下！
です。

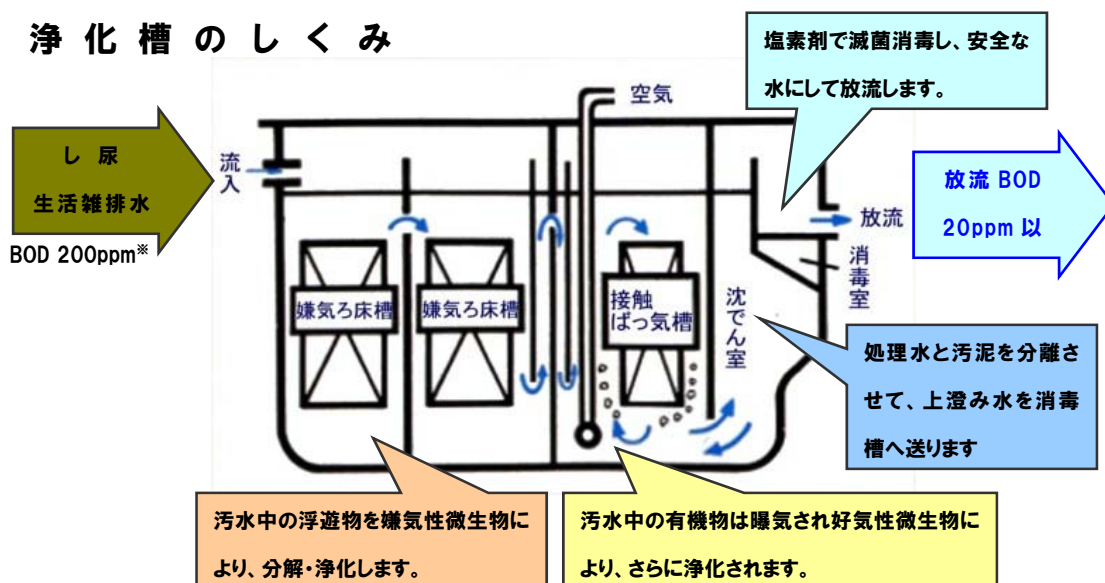
水の汚濁の指標となる『BOD』をご存知ですか？

BOD (生物化学的酸素要求量) とは・・・

水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量のことで〔ppm〕で表します。

汚れが大きければ BOD は大きく、逆にきれいな水は BOD の値が小さな数字になります。

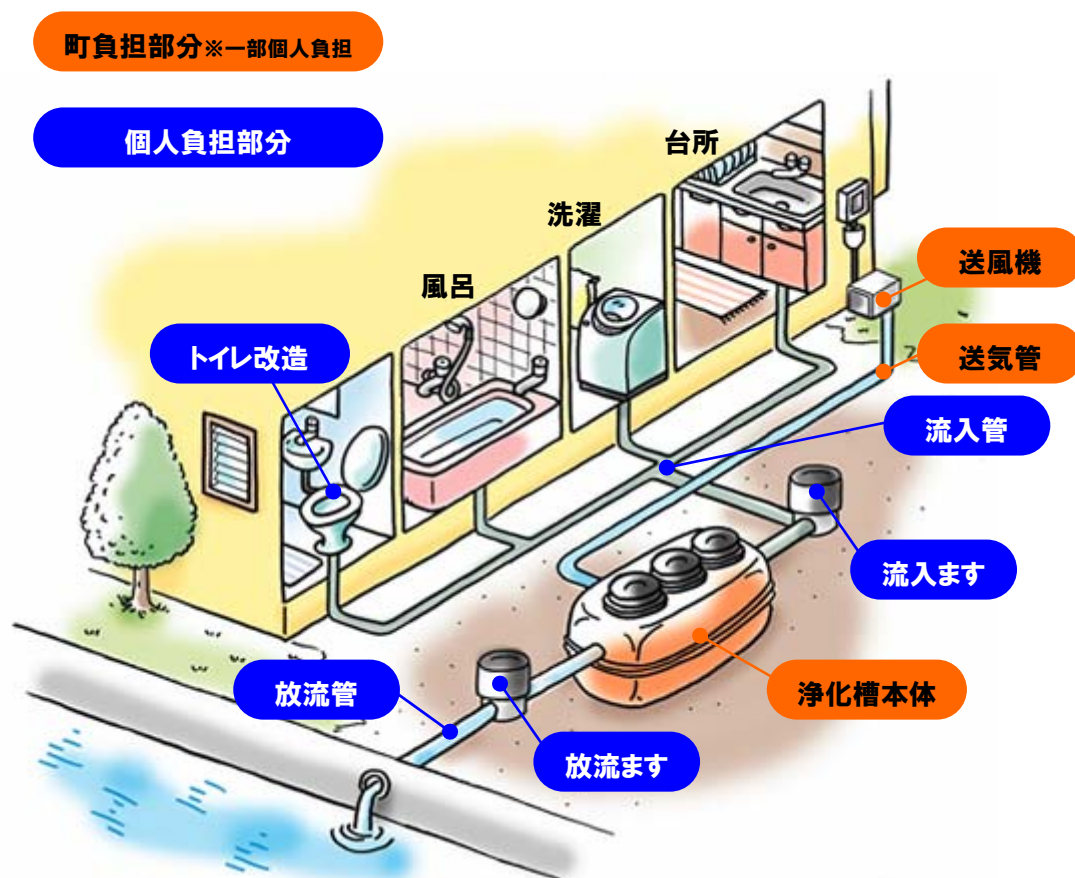
浄化槽のしくみ



※生活排水の標準的な BOD は 200ppm 程度です

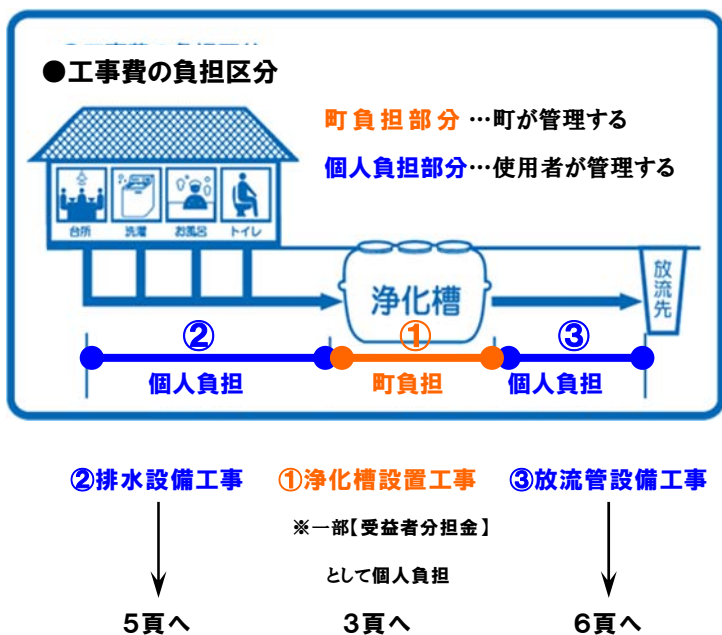
『浄化槽市町村整備推進事業』の費用構成

【費用負担区分】… 浄化槽を整備するための費用には町が負担する分と使用者(個人)が負担する分があり、下図のように区分されます。



建設費

- ① 浄化槽設置工事
- ② 排水設備工事
- ③ 放流管設備工事



④維持管理費

浄化槽の維持管理は…



に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

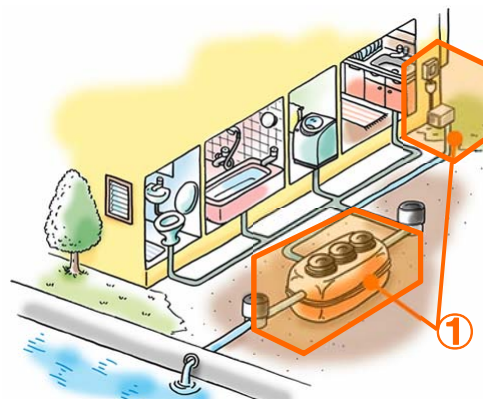
これらの『④維持管理費』は【浄化槽使用料】として使用者に負担していただきます。

7頁へ

【一部個人負担】:受益者分担金

① 浄化槽設置工事は・・・

- 排水を処理する浄化槽〔本体〕を設置するための工事です。
- 費用は補助金（交付金）と地方債（町負担）、並びに受益者分担金（個人負担）で賄います。



『受益者分担金』とは・・・

浄化槽を利用することで、生活環境や公衆衛生の向上など快適な生活が可能となりますので、浄化槽利用者は一定の利益を受ける《受益者》となります。

もし、浄化槽設置工事費の全額を町が負担した場合、浄化槽を利用しない方との間に不公平が生じることから、工事（建設）費の一部を利用者に負担していただくために設けられているのが《受益者分担金制度》です。8根拠法令 地方自治法第224条

『受益者分担金』・・・浄化槽 1 基当り標準工事費の10%を負担していただきます。

各人槽毎の『受益者分担金』額は次のとおりです

5人槽	7人槽	10人槽
93,000円	112,000円	143,000円



『受益者分担金』を納めていただく方は

原則として、浄化槽を利用する家屋の所有者《受益者》となります。



『受益者分担金』の納付方法は

浄化槽が設置され、利用できるようになった年の翌年度から賦課されます。
原則5ヶ年で年4期に分けた計20回分割によって納めていただきます。



『受益者分担金』の納期は次のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期
5月末	7月末	9月末	11月末



各人槽毎の『受益者分担金』額の期当りの納付金額は次のとおりです。

5人槽	7人槽	10人槽
4,650円	5,600円	7,150円

POINT

受益者の申し出により一括（全額）納付いただくことや、指定金融機関口座からの自動引落しもご利用いただけますのでご相談ください。

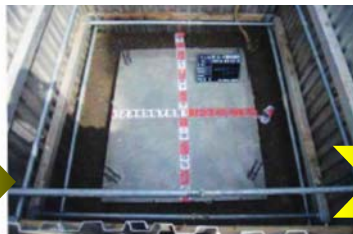
工事の手順 ～浄化槽設置施工例写真～

浄化槽の設置は『浄化槽設備士』の資格を有する業者が施工します

工事着手



①基礎コンクリート



②基礎コン～支柱設置



③へ

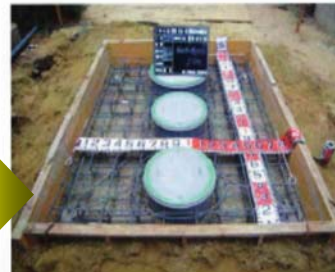
③浄化槽本体設置



④埋め戻し



⑤上部スラブ配筋



⑥へ

⑥上部スラブ生コン打設



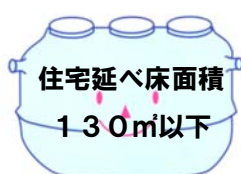
⑦浄化槽設置完了



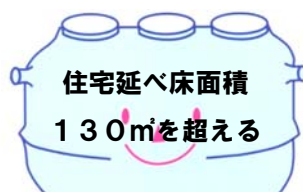
- ◆ 工事日数は1週間程度です。
- ◆ 浄化槽の設置スペースは車1台分程度です。

一般住宅（設置）完成例

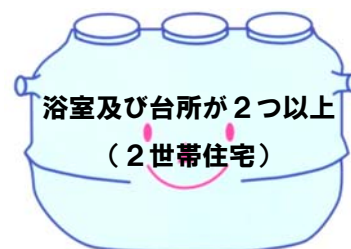
浄化槽は住宅（建物）の延べ床面積等により設置する大きさが異なり、工事費《分担金》も人槽毎に異なります。…3頁参照



5人槽



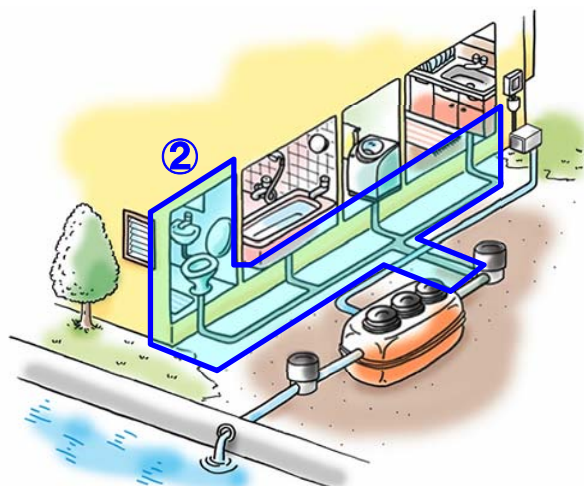
7人槽



10人槽

②排水設備工事は・・・

- し尿や台所・風呂・洗濯などの雑排水を浄化槽へ流入させるための工事です。
- トイレの水洗化改造等工事を含みます。
- 費用は全額**個人負担**となります。



◆工事費内訳 ◆ ……【個人負担】

排水設備工事費は家の構造やトイレの位置・水洗用便器の種類で異なりますが、標準的な工事費は以下のとおりです。

1. 屋外排水設備工事費	約 300,000 円
配水管延長約7m及び排水ます、流入ます	
2. 衛生設備工事費	約 300,000 円
便器・便座一式設置費	
3. 便槽処理費	約 70,000 円
便槽取り壊し、消毒、山砂埋め戻し	
4. トイレ改造費	約 150,000 円
床・壁改修、電気工事(コンセント設置等)	
5. 給水工事費	約 150,000 円
給水栓、給水管約10m	
1.～5 合わせて 標準工事費	約 970,000 円



※あくまで参考価格として算出しております。

～水洗化改造等資金の無利子貸付制度をご利用ください～

排水設備(水洗化改造等)工事に要する費用はみなさんに負担していただきますが、一時的に多額の負担となりますので、その費用を用意することが困難な方には資金の貸付をいたします。

貸付対象 …水洗トイレ改造等工事費＋排水設備工事費

貸付対象者 …既設住宅の所有者(個人所有のみ)または使用者

貸付条件 …①償還能力がある方、②確実な連帯保証人が2人いる方、③町税を完納している方、④受益者分担金を完納
確実な方(確約書を提出していただきます)



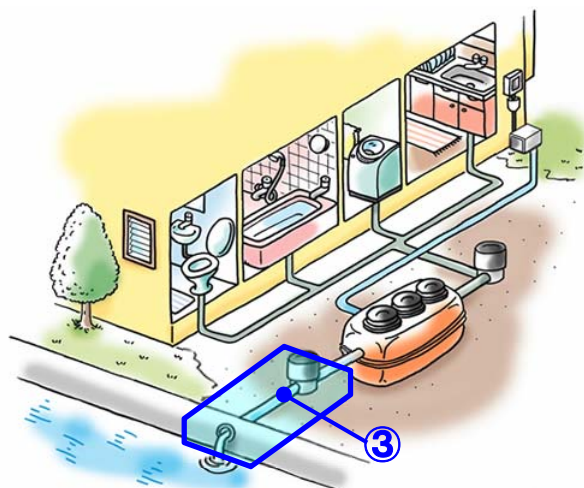
貸付限度額 …**トイレ1基につき60万円以内**(※利子については町が負担)

償還方法 …原則、**60回(5年)の元利均等月賦償還**

取扱金融機関 …大地みらい信用金庫標津支店、標津町農業協同組合、標津漁業協同組合

③放流管設備工事は・・・

- 浄化槽できれいになった処理水を近くの道路雨水管や側溝などに放流するための工事です。
- 費用は全額**個人負担**となります。



◆工事費内訳◆ ……【個人負担】

標準的な放流管設備工事費は

放流管布設延長 1m当り
約 7,000円/m



ただし、浄化槽の設置場所から放流先施設までの間に舗装等の支障物件がある場合や、地形の変化等により放流管延長が長くポンプ設備等が必要になる場合は別途費用がかかります。



近くに道路の雨水管や側溝が無い場合は・・・
敷地内に浸透設備を設けて放流水を地下浸透させる方法があります。

■浸透ます設備■

1箇所当り 約180,000円

■浸透トレンチ設備■

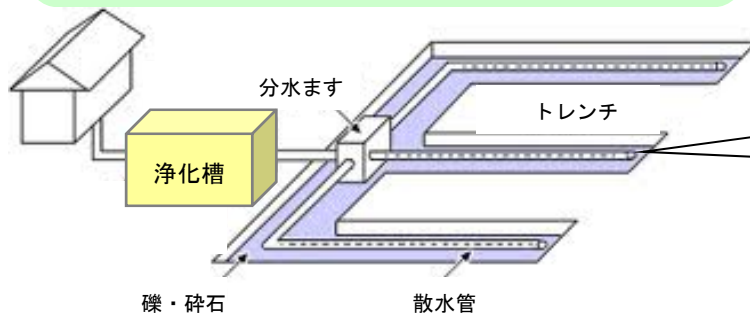
1箇所当り 約250,000円

※あくまで参考価格として算出しております。

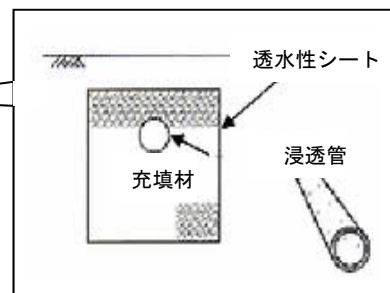


浸透トレンチ
設備とは

従来の浸透ます設備と異なり、浸透管（浸透トレンチ）を敷地内に布設することで放流水を効率よく排水することができる設備です。



【浸透トレンチ設備施工例】



～放流管設備工事も**無利子貸付制度**の対象となります～

①排水設備工事(5頁)と同様に資金の無利子貸付をいたします。

貸付対象・条件等 ……①排水設備工事(5頁)と同じ

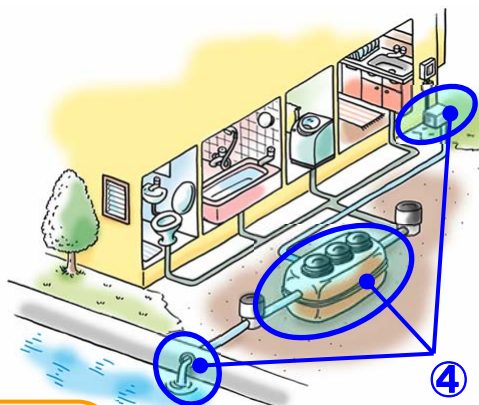
貸付限度額 ……放流管設備1箇所につき20万円以内(※利子については町が負担)

償還方法 ……原則、60回(5年)の元利均等月賦償還



④維持管理費は・・・

- 浄化槽法に基づき適正に機能させるため必要な費用です。
- 費用は**浄化槽使用料**として皆さまに負担していただきます。



◇法定検査◇

年1回

定期(外観・水質・書類)検査

【指定検査機関が実施】※1



※1:都道府県の公益法人

維持管理 の内容

◇清掃◇

年1回

内部洗浄・清掃・汚泥引抜

【清掃業者が実施】※2

※2:市町村の許可業者

◇保守点検◇

年3回以上

点検・小修理・消毒剤補充等

【浄化槽管理士又は保守点検業者が実施】※3

※3:都道府県の登録業者



浄化槽が設置され家屋排水が処理されるようになると、
水道の使用量に応じて『**浄化槽使用料**』を納めていただきます。



『浄化槽使用料』の算定方法は

『浄化槽使用料』は浄化槽で処理した排水量に応じて算定します。

排水量は水道使用量と同じ量とみなし、水道メーター器で測定します。※下水道と同じ方法

なお、前処理槽を設置している場合など構造の異なる浄化槽の使用料は別途設定します。



既存の住宅が井戸水を使用している場合や、農家のように住宅と別の施設をひとつのメーター器で共用している場合は、浄化槽毎に使用水量を計測するため別途メーター器が必要となりますが、その費用は個人負担となります。



維持管理 ④維持管理費 ～浄化槽使用料～

✓『浄化槽使用料』の料金計算は

既存の下水道利用者との公平性を図るため、下水道使用料を適用します。

種 別	基本料金(1ヶ月につき)		(税抜) 超過料金
	基本水量	基本料金	1立方メートルにつき
一般用汚水	8立方メートルまで	1,200円	171円

注)上記表より得た額に100分の110を乗じた額となります。

一般家庭の標準的な浄化槽使用料は…【例:1ヶ月に20m ³ の水を使った場合】			
基本料金			1,200円
超過料金	(20-8)×171円		2,052円
計			3,252円
消費税			325円
合 計	【1ヶ月当り浄化槽使用料(例)】		3,577円

✓『浄化槽使用料』の納入方法は

水道料金と同じく、納入通知書もしくは指定金融機関の自動引落しにより納めていただきます。

個人負担費用のまとめ ～建設・維持管理費～

「浄化槽市町村整備推進事業」にかかる個人負担費用をまとめると・・・

建設費(参考額)	① 浄化槽設置工事費	【5人槽】	【10人槽】	3頁
	《受益者分担金》	93,000円	～ 143,000円	
	② 排水設備工事費	970,000円 ※1		5頁
	③ 放流管設備工事費	【放流管】※2 160,000円	【浸透ます設備】※3 180,000円	【浸透レンチ設備】※3 250,000円 6頁
建設費合計①～③		1,223,000円	～ 1,363,000円	

※1:一般的工事内容で算定 ※2:延長20mの場合 ※3:放流先の状況により異なります。

維持管理費	④ 浄化槽使用料	… 一般家庭標準的使用量 20m ³ /月の場合	3,577円/月	8頁
-------	----------	-------------------------------------	----------	----

※その他経費(別途) …浄化槽のプロワ運転にかかる電気料金として 約700円/月

浄化槽設置の申し込みと完成までの流れ

✓ まずは申し込みを！

浄化槽設置を希望される方は・・・

(1) 浄化槽設置申請の提出

(2) 排水及び放流管設備工事の申し込み

が必要です。



(1) ■ 浄化槽設置申請の提出 ■・・・町役場へ

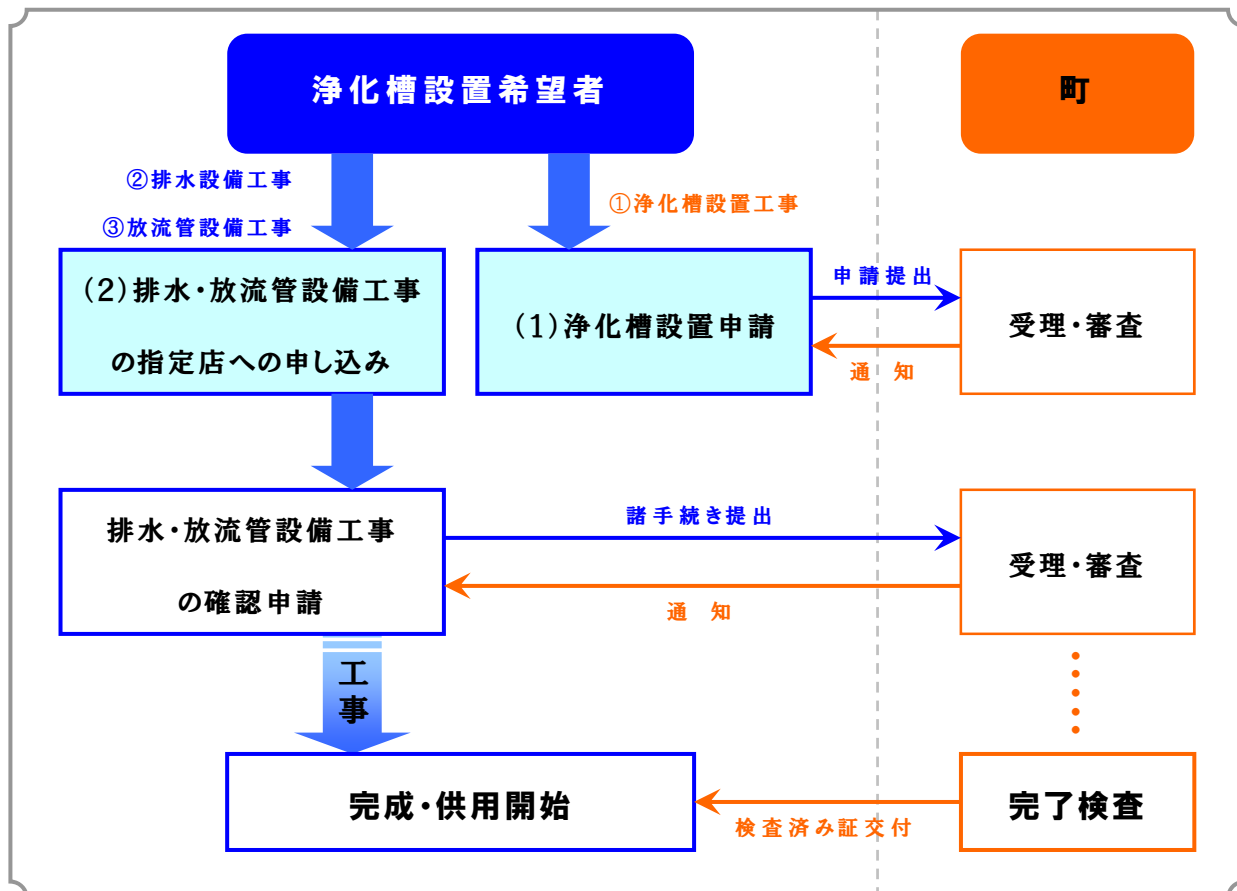
計画基数になり次第申し込みが締め切られますので、設置を希望される方はお早めに役場建設水道課へ問い合わせや申し込み(「浄化槽設置申請」)をお願いします。

(2) ■ 排水及び放流管設備工事の申し込み ■・・・標津町排水設備工事指定店へ

家屋排水の浄化槽への接続や水洗トイレ改造工事及び浄化槽から排出される処理水を放流するための設備工事を「排水設備工事指定店(11頁参照)」へ申し込んでください。「排水設備工事指定店」は町の基準に適合した排水設備等の設計や見積りを行い、責任施工いたします。



これらの手続きから浄化槽設置→完成までの流れは以下のとおりです。



◆◇ 詳しくは役場建設水道課へお問い合わせください ◇◆

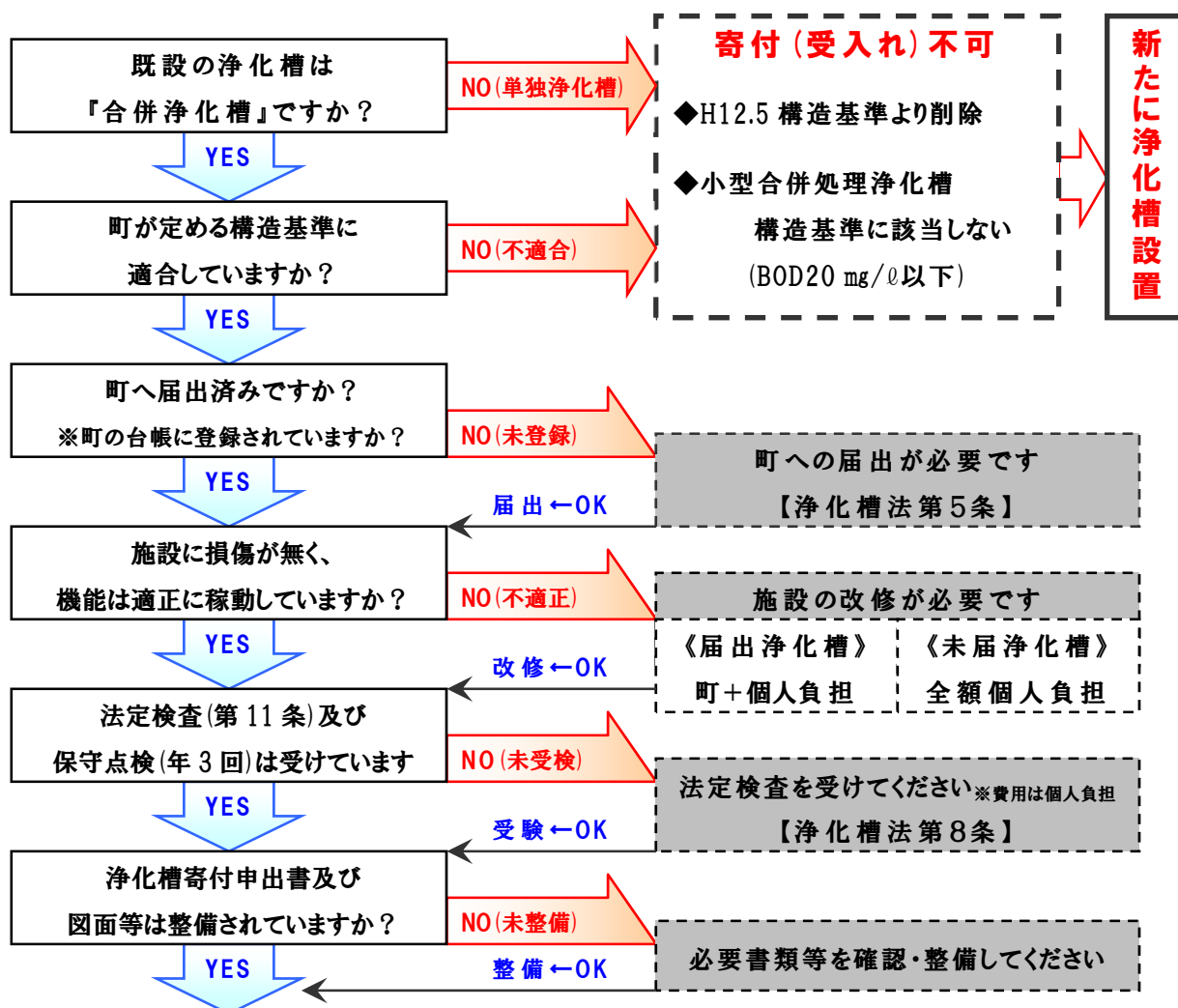
すでに浄化槽を利用されている方は・・・



既設の浄化槽については、町に寄付していただくことができます。寄付していただいた浄化槽についても「浄化槽使用料」を納めていただき町が適正な管理を行います。

寄付の条件は・・・	《共通条件》… 町が定める放流水質基準や構造基準に適合していなければなりません。 『既設浄化槽寄付(受入れ)に係る認定基準フロー』に従い決定されます。
	《届出済み浄化槽》… 補修等が必要な浄化槽は町が補修します。ただし、補修費用の10%は個人負担となります。
	《未届け浄化槽》… 届出書を提出していただき、管理に支障の無い場合に限り寄付を受けます。ただし、寄付に際して構造・機能の改善を要する補修等が発生した場合その費用は全額個人負担となります。
	《公社営事業》… 公社営事業で設置した浄化槽も対象となります。また、前処理槽など構造の異なる施設については「浄化槽使用料」とは別に使用料が設定されます。

既設浄化槽寄付(受入れ)に係る認定基準フロー



浄化槽条例施行規則により既設浄化槽の寄付(受入れ)を決定します

～ 既設の浄化槽を含め町内全域の浄化槽を町が管理します ～

□□標津町排水設備工事指定店□□ 一覧



指 定 業 者 名	☎ 電話番号	住 所
出 口 設 備 有 限 会 社	0153-82-2479	標津町南4条東1丁目1-10
株 式 会 社 渡 部 設 備	0153-82-2722	標津町字標津457番地12
株 式 会 社 ホクシヨウ設 備	0153-85-2552	標津町字川北南1線東1番地10
株 式 会 社 竹 崎 工 業	0153-77-2144	別海町西春別駅前錦町200番地
協 和 建 設 工 業 株 式 会 社	0153-75-2240	別海町別海旭町131番地
株 式 会 社 高 橋 工 業	0153-76-2046	別海町中春別西町6番地
株 式 会 社 三 和 設 備 工 業	0153-72-1548	中標津町西5条北4丁目5番地
高 和 設 備 工 業 株 式 会 社	0153-73-2711	中標津町西11条南7丁目1番地
奥 村 工 業 株 式 会 社	0153-72-3814	中標津町東25条南4丁目10番地
有 限 会 社 細 谷 設 備	0153-78-2626	中標津町計根別本通東5丁目20番地1
株 式 会 社 田 中 設 備 工 業	0155-66-6565	帯広市西10条南28丁目26番地

聞きたいこと？ 疑問に思うこと？ は…



『浄化槽相談窓口』へご相談ください。

浄化槽の設置に関する質問や水洗化工事にかかる諸費用の算出(試算)、併せて
すでに個人で浄化槽を設置している方の相談などお気軽に『相談窓口』へお
問い合わせください。

◇◆必要により担当者がご自宅へ伺いご相談に応じます◆◇

『設置の申し込み』や『相談窓口』への連絡は…

標津町役場 建設水道課

☎85-7247 内線231